



『ハイ！ コロナ電話相談室です』

宮川安江

新型コロナ感染が拡大の中、公務員、商工会議所の退職者で、以前類似業務に携わってきた経営指導員、医師、看護師、教員等の有志が、少しでも社会貢献できればという趣旨で、ボランティアで新型コロナに関わる相談窓口を、商工会議所で「ハイ！ コロナ電話相談室です」を開設しました。

相談内容を5つの部門に分類し、専門の担当者が対応するというもので、「医療」「教育」「給付金」「経営」「家庭生活」に分けて、電話の受付窓口にて相談内容を聴き、各専門分野の担当者に転送し相談に応じる仕組みです。

お誘いをうけたのは、社会保険労務士、行政書士。税理士の集団で、給付金関係を担当することにしました。

おおまかな新型コロナ対策支援制度として、「雇用調整助成金の特別措置」「持続化給付金」「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇の取得支援助成金」「小学校休業に伴い子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなかった保護者の支援金」「働き方改革支援金として「テレワークを導入した中小事業主の助成」「ものづくり補助金」「小規模事業者持続化補助金」「IT導入補助金」「その他金融貸付制度」など約35種類以上の制度があります。

※雇用調整助成金の特例措置

これは、新型コロナウイルス感染の影響により休業した場合、売上高が前年比の5%以上減少した事業者に、支払った休業手当に相当する額を助成するものです。

支給額は、平均賃金の60%と、超えた部分の最高日額15,000円支給されます。

※持続化給付金

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者で、上限が法人200万円、個人100万円給付されます。

※小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援金

これは、新型コロナウイルスにより、小学校等の休校のため、子どもの世話をすることが必要な労働者に対して有給休暇を取得させた事業者に、支払った賃金相当額、上限15,000円を支給する。

※新型コロナウイルス感染症による学校休業等対応支援金

これは新型コロナウイルスにより、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事が出来なくなった個人で仕事をする保護者に対して、1日7,500円支給する。

※働き方改革推進支援金

テレワークを導入した事業主に、要した費用の一部を支給する。

相談を受け付けたのは、4月から5月末日の間に15件の相談がありました。電話での対応ですので、何処にいても電話が鳴り、心構えもなく戸惑う場面もありました。

○相談内容

①製菓業

当地区の名勝に曼蛇羅寺公園の藤の花が有名で、毎年4月・5月に藤まつりが開催され、嫁見行列と言って、昨年結婚された新嫁さんと姑さんが手をつないでパレードするイベントがあります。その公園の中で「嫁見餅」が名物で販売され、年間売上げの1/3を占めています。

今年はコロナの影響で藤まつりは中止となり、公園は閉鎖されました。

商品は本店の店舗でも発売しておりますが売上げはわずかです。従業員はパートが3～5名時間給で支払っておりますが、売上げ減少のため休んで貰っており、給料は払っておりません。他の商品も製造しておりますが、家族で営業を続けております。

雇用保険は加入しています。なんか救済措置はありませんか、という相談でした。

【対応】

「雇用調整助成金」が適用されます。

コロナの影響で売上げが前年比の5%以上減少しておれば支払った休業手当が助成されます。従って、休業期間中のパートさんの給料は平均賃金の60%以上支払ってください。

前年の税務申告控え、売上帳、タイムカード、給与明細、等準備してインターネットでガイドブックに従って申請してみてください。ハローワークでも受付しておりますので、相談されるよう案内しました。

「持続化給付金」が適用されます。

売上が前年同月比で50%以上減少していれば給付の対象になります。インターネットで申請できます。挑戦してみてください、と案内しました。

②縫製業

従業員パート5名、時間給、雇用保険加入

従来は風呂敷の縫製をしている。コロナ感染防止のためパートは休暇を取って貰っている。給料は支払っていない。マスクの受注が増大し売上は例年の20%以上増大している。材料支給で家庭の内職に10件ほどお願いし、社長1人で製品回収に回っている。工場はコロナのため休業しているが「雇用調整助成金」支給されないか。

【対応】

コロナの影響で売上げが前年比5%以上減少している事業者の救済であるため、売上げが増大している事業者には救済する必要はありません。

③ケーキ屋、鉄工所、飲食店

家族経営、パート・アルバイト使用、雇用保険は未加入、売上が減少したが、雇用調整助成金の給付はないか。

【対応】

「雇用調整助成金」は雇用保険の給付事業ですので、事業所が加入していなければ適用されません。従業員を雇用した場合は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入が義務付けられています。

売上げが前年同月比で50%以上減額しておれば、「持続化給付金」が適用されます。インターネットで申請できます。

融資関係も、無利子・無担保制度がありますので、取引銀行に問合せを進めました。

④美容院、カラオケ屋、飲み屋

売上げが激減、パートは休暇で休業手当は払ってない、個人経営、

【対応】

雇用調整助成金の問い合わせでしたが、雇用保険は未加入でしたので適用がないことを説明。「持続化給付金」の説明をしました。

政府の休業要請で休業した業種には「休業協力金」制度があります。自治体に問い合わせるよう案内をしました。

⑤割烹料理店

4月まで営業していたが、お客が来なくなったので廃業した。パート3名使用していた。雇用保険も加入していた。

【対応】

廃業されれば事業体がなくなりますので、適用制度はありません。

⑥派遣社員

派遣先が倒産したので解雇された。

【対応】

給付金の相談ではありませんが、法律上は、派遣社員は、派遣元と雇用契約をしており、派遣元は派遣先と派遣契約をしておきます。派遣先がなくなっても雇用契約は継続しておりますので、派遣元は派遣先を

探すか、何らかの仕事を見つけて雇用契約期間は給料を支払わなければなりません。

派遣元に交渉してみてもいいでしょうか。交渉に応じない場合は、労働基準監督署へ相談されるよう進言しました。

○電話相談に参加して感じたこと。

今回の相談は、「雇用調整助成金」関連の相談が一番多く、相談者は、給付金・助成金の内容が理解されておらず、「雇用調整助成金」のPRが間違っていて理解されており、「手続きが簡単、簡素化した」の理解が強い。「雇用調整助成金」は雇用保険の事業として給付されております。雇用保険は大別して被保険者に給付する失業等給付と、事業者へ給付する、労働者の能力開発と雇用安定を目的とした事業があり、「雇用調整助成金」は後者に該当し、事業者へ給付するものであります。まず、企業が労働者に休業手当を支払い、それについて雇用保険から助成金を支給するという制度で、今回新型コロナによって中小事業主の申請手続きを簡素化（助成額の計算方法の簡略化、オンライン手続きが可能、休業計画届けの不要、申請期限の延期）を政府が強調しているが、申請者側としては簡素化になっていません。

申請を立証するための添付書類が多く、かなりの負担になっています。

「雇用調整助成金」の場合、売上げ5%減額の証明は、昨年の税務申告書と本年度の売上帳、平均賃金60%以上の支払いは、支払った給与明細書、休業したタイムカード、出勤簿などがあれば良いでしょう。「持続化給付金」の場合は昨年の売上げの50%減少した証明であるから、昨年の税務申告した損益計算書と本年度の売上帳があれば確認できます。

支払った休業手当を、大変な負担をかけて手続きし、給付されるまで3・4ヶ月もかかり、それまで事業運営が持たなくなるのです。事業の救済に貢献しておりません。

従業員を一旦解雇し、従業員が失業保険の手続きをし、直接給付して貰った方がメリットがあると考えている事業主も多い。

適用事業所で被保険者になっていないアルバイトも今回の「雇用調整助成金」の対象にするという事を、未加入事業所でも給付されると、間違っていて理解されていた方も多くありました。

政府・マスコミの説明が不足していたと思います。相談者の殆どが、雇用保険に未加入者です。

雇用調整助成金の支給実績は、5月27日時点の累計申請件数は57,750件、累計支給決定数は29,414件で、コロナ関連支援事業で「雇用調整助成金」は難易度の高いハードルの高い制度と言えます。

次ぎに多いのが「持続化給付金」です。

経営悪化の事業所にはお勧めの制度で、事業収入が前年同月比50%以上減少していれば対象になり、しかもネットで申請でき、相談者の半数が給付対象になりました。

ネットで申請した場合、入力間違いでエラーが出た場合、何を補正したらよいかメッセージが出ません。自分で考えろと言うことです。不親切です。申請がOKになっても何のメッセージも出ないので不安です。審査段階が分かれば安心ですが一切ありません。突然の入金です。

この制度で悪質な事業所もありました。

事業収入が前年同月比の50%減少が条件ですので、今年度の事業収入を意図的に50%減少させるよう工作するという事業所もありました。今年度の決算書類を精査し、罰則付きで取り締まる必要があると思います。

この相談室が終了後も、新しく「休業支援金」「家賃支援」「保険料納付延長」など次々と制度が設けられており、支援の熱意は感じますが、もっと制度をシンプルにし、使いやすい制度が必要と感じました。

